

自主共済制度の保険業法の適用除外を求める意見書

2006年4月、「保険業法等の一部を改正する法律」(以下、「保険業法」という。)が施行された。この改正の趣旨は、「共済」の名を利用して不特定多数の消費者に保険商品を販売し被害をもたらした、いわゆる「ニセ共済」を規制して、消費者を保護することが目的であった。しかし、これまで法が適用されていなかった、障がい者、PTA、医師などをはじめとする各団体が自主的かつ健全に運営してきた共済制度についても規制されることになり、現在、これらの自主共済制度は存続の危機に追い込まれている。

共済は、団体の目的の一つとして、構成員の相互扶助を図るためにつくられ、日本社会に根を下ろしてきた。各団体による自主共済制度は、「利益」を追求する保険業とは異なるものである。その自主共済制度を強制的に株式会社や相互会社にしなければ運営できないようにし、保険会社と一律に様々な規制と負担を押し付けることになれば、多くの自主共済制度が廃止を余儀なくされることとなり、これは、「契約者保護」、「消費者保護」を目的にした法改正の趣旨にも反することになる。

よって、国会及び政府においては、すべての自主共済制度が今後も存続していくことができるよう、下記の事項について早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 構成員が限定され、助け合いを目的とした共済の実態を踏まえ、保険業法の制度と運用を見直すこと。
- 2 団体が構成員のために自主的かつ健全に運営している共済を、保険業法の適用から除外すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年(2008年)3月28日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

(提出者) 民主党・市民連合、日本共産党、市民ネットワーク北海道、市政改革クラブ及び自民維新の会所属議員全員